

主任更新研修修了後の主任介護支援専門員の有効期間の考え方

平成26年度までに主任研修を受講して主任となり、令和元年度までに主任更新研修を修了する者

新たな主任の有効期間
主任更新研修修了日から5年間

- 主任更新研修修了時に①②のいずれかを行う。
- ①介護支援専門員証の有効期間を新たな主任の有効期間に置換える申請をする。(原則)
 - ②申出書の提出により介護支援専門員証の有効期間と主任の有効期間は別々に自己管理する。

➡ 2ページへ

平成27年度以降に主任研修を受講して主任となった者

新たな主任の有効期間
主任研修修了日から5年を経過した日から5年間

- 手続きのタイミングが異なります。
左記①の取扱いができない場合があります。

➡ 4ページへ

平成26年度までの主任研修修了者（経過受講措置期間対象者）の主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について

主任介護支援専門員更新研修受講後の手続き

- 更新手続きは、原則①とするが、主任更新研修修了時に、①、②のいずれかを選択し、更新手続きをする。

① 主任更新研修修了証の有効期間に置き換えて、介護支援専門員証を交付する

⇒主任介護支援専門員更新研修修了者に係る介護支援専門員証交付申請書（様式第9号の2）により、主任更新研修の修了証の有効期間に置き換えて介護支援専門員証を交付する。

その場合、主任更新研修の修了日から、介護支援専門員証の有効期間は放棄することとなる。

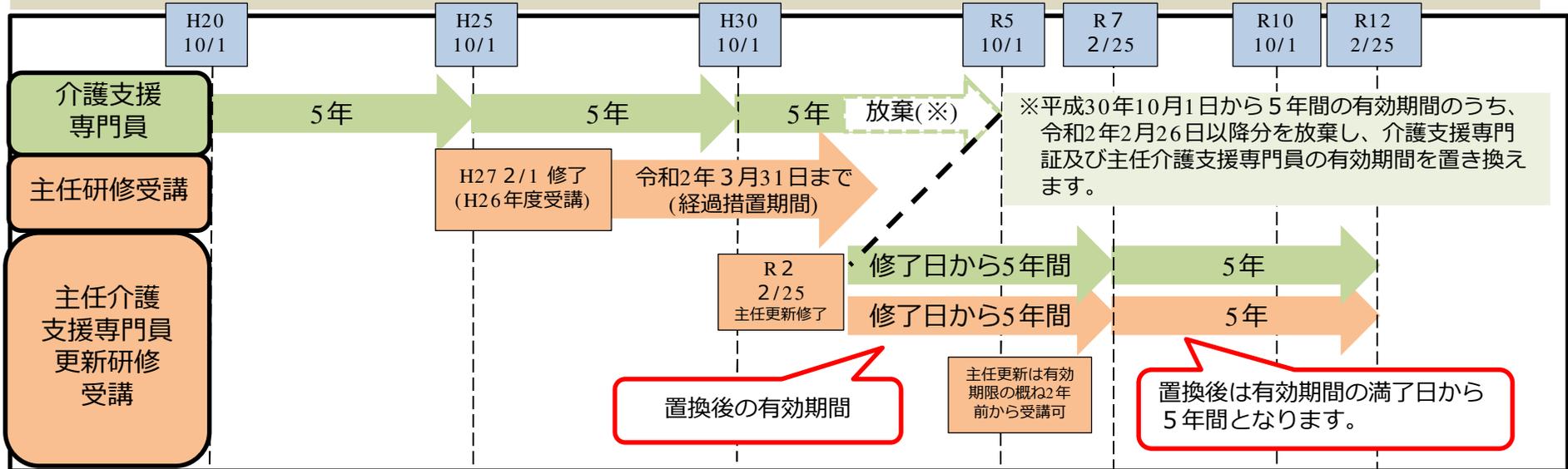
② 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新に係る申出書（様式第9号の3）を提出する ※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する

⇒主任更新研修修了証の有効期間は自己管理し、介護支援専門員証の有効期間は、これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間までに更新する。

【重要】主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について

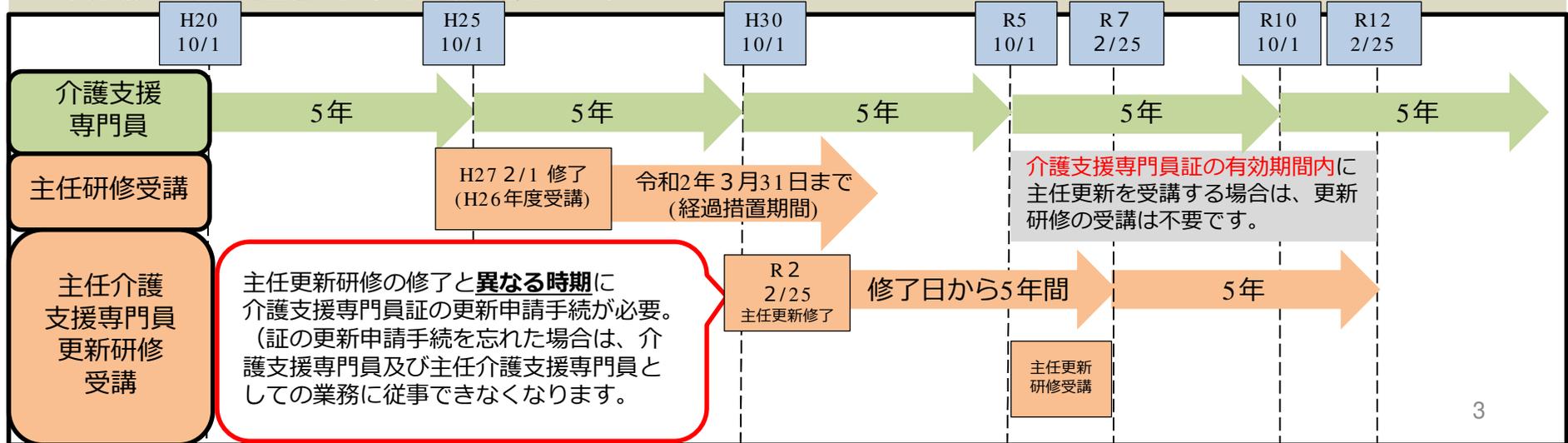
主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

【原則】 ①主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、介護支援専門員証を交付する場合



②主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新に係る申出書（様式第9号の3）を提出する場合

※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する場合



平成27年度以降の主任研修修了者の 主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について

平成27年度以降の主任研修受講者が主任更新研修を受講した場合は、新たな主任の有効期間は主任更新研修修了日から5年ではなく、主任研修の修了日から5年を経過した日から5年間の更新になります。(介護保険法施行規則第140条の66第1項イ(3))

このため、主任更新研修受講後の手続きのタイミングが異なります。

○主任有効期間満了後に介護支援専門員証の有効期間が満了する方

①主任の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換える場合(P5①)

主任の有効期間満了日の2ヵ月前から有効期間満了日までに

主任介護支援専門員更新研修修了者に係る介護支援専門員証交付申請書(様式第9号の2)の「置き換えを希望します。」にチェックし、更新申請を行ってください。

②主任の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換えない場合(P5②)

介護支援専門員証の有効期間満了日の2ヵ月前から有効期間満了日までに

主任介護支援専門員更新研修修了者に係る介護支援専門員証交付申請書(様式第9号の2)の「置き換えを希望しません。」にチェックし、更新申請を行ってください。

置き換えを希望しない場合には主任と介護支援専門員証の有効期間を別々に自己管理していただく必要がありますのでご注意ください。

○主任有効期間満了前に介護支援専門員証の有効期間が満了する方(P6③)

主任の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換える取扱ができません。

介護支援専門員証の有効期間満了日の2ヵ月前から有効期間満了日までに通常どおり

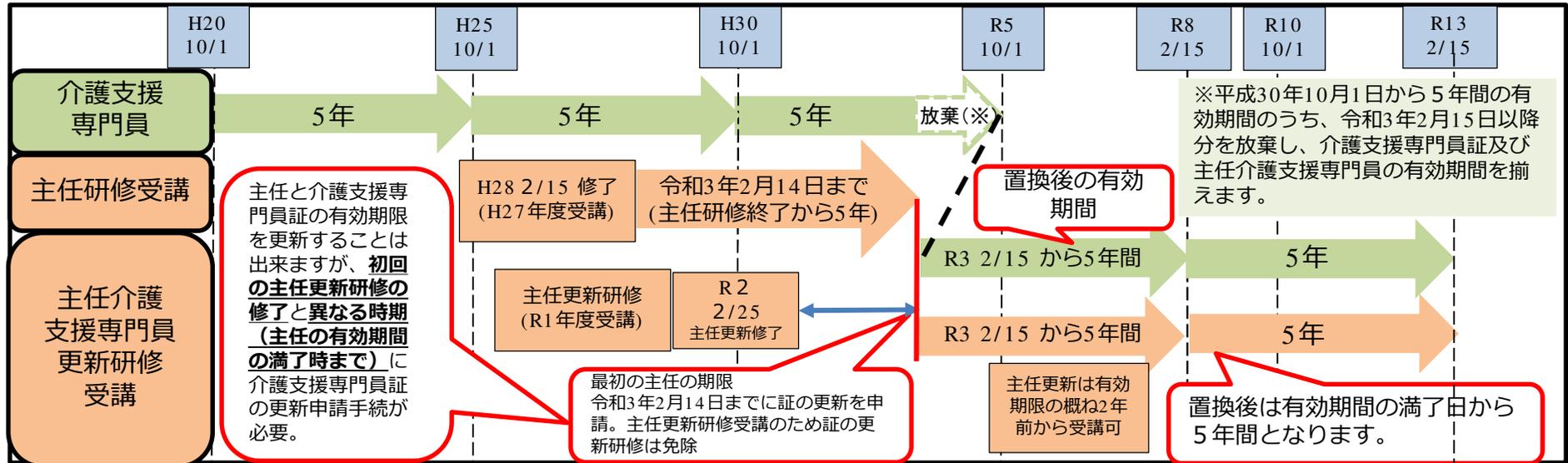
介護支援専門員証交付申請書(有効期間の更新)(様式第9号)により更新申請を行ってください。

主任と介護支援専門員証の有効期間は別々に自己管理していただく必要があります。

平成27年度以降の主任介護支援専門員研修修了者の有効期限の考え方

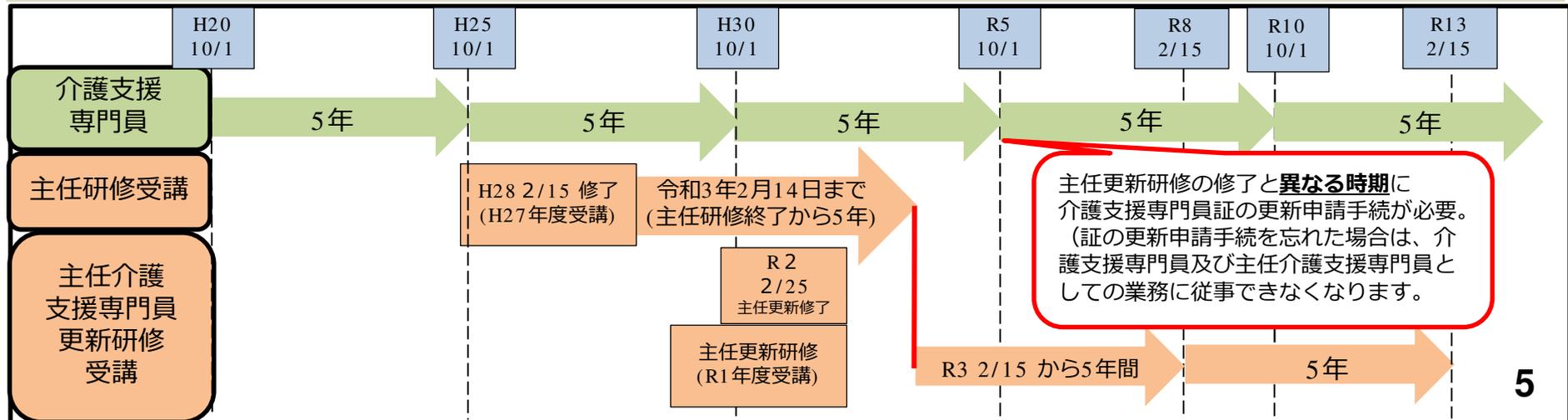
原則①のとおり。主任の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換えない場合は、②のとおり。なお、③のとおり、**証の有効期間満了が主任の有効期間満了より早く到来する方は全て②の取扱**となります。ご了承ください。

【原則】 ①主任更新研修修了証明書の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換えて、介護支援専門員証を交付。



②主任更新研修修了証明書の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換えない。

※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する場合。



③平成27年度以降の主任介護専門員研修修了者で証の有効期間満了が主任の有効期間満了より早く到来する方は有効期間を揃える取扱いができません。

平成27年度以降の主任介護専門員研修修了者で証の有効期間満了が主任の有効期間満了より早く到来する方は、証の更新時に有効期間5年を超える証を発行できないため、①の取扱はできません。主任と介護支援専門員証の有効期限はそれぞれ別々に管理してください。ただし、必ず証の有効期間が先に満了しますので証の有効期間内に次の主任更新研修を受講していただければ証の更新ができます。

